平成３１年２月４日付け諮問のいじめ重大事態に係る再調査実施要領

大阪府立学校等のいじめ重大事態に係る再調査委員会

（総則）

第１条　大阪府立学校等のいじめ重大事態に係る再調査委員会（以下、「委員会」という。）の会議の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)及び大阪府立学校等のいじめ重大事態に係る再調査委員会規則（平成26年大阪府規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第２条　委員会は、知事の諮問に基づき次に掲げる事項の再調査を公正に行うことにより、被害者の真実を知る権利を実現し、法が前提としている被害者の尊厳の回復に資するよう、真実を明らかにすることを目的とする。

（１）第１期不登校前の部活内におけるいじめ行為の有無

（２）第１期不登校に対する（１）の影響の有無

（３）（１）、（２）に対する学校の対応の問題点

２　前項の再調査は、法第28条第1項の規定に基づきなされた調査の資料、意見書を検討したうえ、実施するものとする。

（委員長）

第３条　規則第４条第１項に従い委員長を選出し、その職務、権限についても同規則の定めるところによる。

（副委員長）

第４条　委員会に規則第4条第1項の委員長を補佐するため副委員長を置く。

２　副委員長は、委員の互選とする。

３　第1項の規定により、副委員長を置いたときは、当該副委員長は、同条第3項の委員長があらかじめ指名する委員とみなす。

（会議）

第５条　委員長は、規則第5条第1項の規定に基づき委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

（再調査期間）

第６条　委員会は、再調査開始後概ね７カ月を目途に第14条に規定する報告を行うものとする。ただし、再調査の状況を踏まえ、当該期間を延長することができる。

（調査員）

第７条　委員会は、再調査を補助する調査員を置く必要があると認めるときは、その補助する業務等を明らかにした上で、その旨を知事に申し出る。

２　前項の申し出があった場合、知事は規則第3条第2項により専門委員に任命する。

（事務局）

第８条　記録の作成、外部への連絡その他必要な事務を補助するために事務局を置き、大阪府福祉部の職員がこれにあたり、事務の効率化を図る。但し、事務局職員は特に委員長からの要請がない限り、討論及び調査には加わらない。

（再調査の方法）

第９条　委員会は、第２条の目的を達成するために、アンケートやヒアリングなど必要な調査を実施する。

２　調査にあたっては、利益相反する関係者を同席させないなど、調査対象者の自由な意見表明の担保に努める。

３　委員会は、プライバシー保護及び円滑な調査を害することのないよう配慮しながらもできる限り、調査の進行について被害者側に十分な説明をするとともに、被害者側の調査に関する意見を聴取する。

（ヒアリング調査の実施）

第１０条　ヒアリング調査を実施する場合において、ヒアリング調査員は委員長が委員及び調査員からこれを指名する。

２　被調査者には必要な範囲で旅費を支給することができる。

３　ヒアリング調査は非公開とする。

４　ヒアリング調査者は、被調査者の了承を得てヒアリング内容を録取することができる。

（資料提出その他の協力）

第１１条　委員会は、適当と認める者に対して会議への出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第１２条　会議は、公開を原則とし、プライバシー保護等のため必要がある場合は議決に

より非公開とする。

（議事要旨の作成）

第１３条　委員会を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事要旨を作成するものとする。

２　前項の議事要旨は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

（再調査結果の報告及び公表）

第１４条　委員会は、報告書により再調査結果を知事に報告するとともに、被害者側に十分説明する。

２　知事は、前項の報告を受けたのち、被害者側と協議の上、調査結果を公表するものとする。

３　調査報告書の公表に当たり、個人情報については、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第9条第１項の規定により非公開とする。

（情報提供等）

第１５条　委員会は、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日最終改定）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年文部科学省策定）に基づき、再調査にかかる被害生徒・保護者等への説明、報告、情報提供を行う。

（雑則）

第１６条　この要領に定めるもののほか、会議の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成３１年２月４日から施行する。